

石川県公報

平成 25 年 1 月 4 日

第 1 2 5 5 8 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		都市計画法に基づく公聴会の開催公告 (都市計画課)	2
漁業の免許	(水産課) 1	都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告の公	3
布公告		(同)	3
基本測量実施公告	(監理課) 2	道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	3

告 示

石川県告示第 1 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 10 条の規定により、次のとおり漁業の免許をした。

平成 25 年 1 月 4 日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 免許年月日

平成 25 年 1 月 1 日

2 公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名又は名称

公示番号	免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名又は名称
内共第 1 号	内共第 1 号	加賀市山中温泉西桂木町又 133 番地	大聖寺川漁業協同組合
" 2 号	" 2 号	加賀市柴山町ソ 51 番地 1	柴山瀧漁業協同組合
" 3 号	" 3 号	加賀市南郷町又 15 番地 1	動橋川漁業協同組合
" 4 号	" 4 号	小松市瀬領町丙 33 番地 1	大杉谷川漁業協同組合
" 5 号	" 5 号	白山市鶴来本町 4 丁目工 43 番地 2	白山手取川漁業協同組合
" 6 号	" 6 号	"	"
" 7 号	" 7 号	"	"
" 8 号	" 8 号	"	"
" 9 号	" 9 号	"	"
" 10 号	" 10 号	小松市丸山町又 135 番地 1	新丸漁業協同組合
" 11 号	" 11 号	白山市白峰口 9 番地	白峰漁業協同組合
" 12 号	" 12 号	"	"
" 13 号	" 13 号	"	"
" 14 号	" 14 号	"	"
" 15 号	" 15 号	"	"
" 16 号	" 16 号	金沢市有松 3 丁目 1 番 32 号	金沢漁業協同組合
" 17 号	" 17 号	"	"
" 18 号	" 18 号	"	"
" 19 号	" 19 号	かほく市夏栗い 34 番地	大海川漁業協同組合
" 20 号	" 20 号	羽咋市千路町に 71 番地千路町会館	邑知瀧漁業協同組合
" 21 号	" 21 号	七尾市赤浦町ノ部 131 番地	鯉ヶ浦漁業協同組合
" 22 号	" 22 号	輪島市河井町 1 部 28 番地	輪島川漁業協同組合

＃ 23号	＃ 23号	輪島市町野町北円山子部19番地	町野川漁業協同組合ほか1組合
内区第1号	内区第1号	七尾市大津町へ部105番地2	岡村國雄ほか16人(大津養魚組合)

3 漁業の種類及び名称、漁場の位置及び区域、制限又は条件並びに存続期間

免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区の決定(平成24年石川県告示第433号)のとおり

公 告

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (オ ル ソ 作 成)	平成24年12月25日から 平成25年3月31日まで	金沢市、羽咋市、かほく市、津幡町、内 灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町

都市計画法に基づく公聴会の開催公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成したいので、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年1月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 開催日時、都市計画の種類及び開催場所

開 催 日 時	都 市 計 画 の 種 類	開 催 場 所
平成25年1月22日10時から	小松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保 全の方針並びに区域区分	小松市公会堂 4階大 会議室

2 都市計画の変更の概要

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、都市計画の計画書及び参考図を平成25年1月4日から同月17日まで石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課に備え置いて縦覧に供する。)

3 公述の申出

(1) 申出の期限

平成25年1月17日

(2) 申出の手續等

公述人として意見を述べることができる者は、当該公聴会に係る都市計画区域内の住民とし、意見を述べようとする場合は、申出の期限までに別記様式による意見申出書を提出すること。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

4 その他

(1) 意見申出書の提出先及び問い合わせ先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部都市計画課

(2) 公述の申出がない場合

3(1)の公述の申出の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。なお、公聴会の開催の有無については、3(1)の公述の申出の期限後、追って公報に登載する。

別記様式

意 見 申 出 書

平成25年1月22日に開催される 都市計画 の変更に関する公聴会において、次のとおり意見を公述
したいので申し出ます。

平成 年 月 日

石川県知事 様

住 所

(電話番号

)

氏 名

印

生年月日

職 業

意見の要旨 別紙のとおり (注)

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字程度で書いてください。

都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告の公布公告

石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第3条において準用する同規則第2条ただし書の
規定により、次のとおり県庁及び能美市役所前の掲示場に掲示して公布した。

平成25年1月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画法に基づく公聴会を開催しない旨の公告

都市計画法に基づく公聴会の開催公告(平成24年12月11日付け石川県公報第12552号登載)による公聴会は、
公述の申出がなかったため、開催しない。

平成24年12月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年1月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
(1号道路) かほく市秋浜イ7番10の一部、7番17、7番18の一部、7番19、8番9及び8番12	(1号道路) 幅員 6.00m 延長 57.81m	かほく市木津八41番地2 株式会社気谷	平成24年12月20日
(2号道路) かほく市秋浜イ7番10の一部及び7番18の一部	(2号道路) 幅員 6.00m 延長 4.37m		

